

## 契約調停委員会調停手続

契約調停委員会の目的、構成、機能及び権限並びに委員会がその職責を十分に遂行するための必要な事務上の手続について、昭和28年(1953年)4月日米合同委員会において合意が成立している。

なお、同委員会が個々の紛争事案の調停を行うのみならず、調達のやり方に関する集団的苦情を取り上げて検討すること、また、個々の事案の調停を全て同委員会が扱うことの困難性を認めて、各地方調達局が地方的段階でこれらの紛争を事前に斡旋して解決に努めることも本合意中に規定されている。